

東京大学連携研究機構ヒューマニティーズセンター
潮田ヒューマニティーズイニシアティブ「公募研究 A」成果報告書

研究課題(和文): 情報通信法制の標準化

研究課題(英文): Approximation of Information and Communications Laws

申請者名・所属先: 異智彦・大学院法学政治学研究科

海外招聘者名: なし

1. 研究の目的

本研究は、ヨーロッパの法の標準化の動態の一端を、申請者が専門とする行政法、そのうち特に情報通信にかかわる法制を素材に用いて解明しようとしたものである。法の標準化という現象を視野に入れてきたのはいわゆる比較法(学)(comparative law, Rechtsvergleichung)であり、申請者は主として日独欧の行政法の比較法を専門としている。異なるものの「比較」からその共通の基盤を見出す、または互いの固有性をより深く理解するという分析視座は、法学と人文学との接点ともなりうる。また、とくに EU の法制は、とりわけデータ保護の分野において日本にも直接的な影響を及ぼしており、本研究は現在の日本にとってアクチュアリティのある課題に取り組むものでもある。

2. 研究開始当初の背景

法は、それを有する団体(典型的には国家)ごとに、その団体の構成員が共有する価値観、文化等に根差した特色を有する。しかしながら、異なる法を有する団体が共通の目的のために協力する際には、その共通の目的の達成を容易にするために、お互いの法について何らかの調整を行う必要が生ずる。例えばヨーロッパでは、当初は経済共同体(Wirtschaftsgemeinschaft)として出発した ECSC、EEC が、EC、EU と発展する間に法共同体(Rechtsgemeinschaft)としての権能を獲得し、様々な手段によって加盟国の法を標準化ないし平準化(Angleichung)してきた。しかしその流れの中では、当然ながら、各加盟国の固有の伝統に紐づいた法およびその理論——特にドイツでは法ドグマティク(Rechtsdogmatik)と呼ばれる両者の結合体——に変革が迫られることになる。変革が受け入れられることもあれば、ときには明示的な抵抗の結果 EU の取り組みがとん挫することもある。狡猾な加盟国は、むしろこの機会を利用して、自国の法理論を EU 法の中に織り込むことを通じてヨーロッパの法秩序を自国色に塗り替えようとしている。

こうしたヨーロッパの状況は、申請者が専門とする行政法の分野でもはっきりと観察される。とりわけ電気通信やデータ保護に関する法は、それに関わる事業活動が現代では必然的に国境を超えるものであるために、EU 加盟国間の利害対立が鮮明に現れ、それを調整する仕組みも複雑に発展してきた。こうしたヨーロッパにおける法の動態的発展の一端を明らかにしたいというのが、本研究の背景にある動機であった。

3. 研究の方法

本研究は、ヨーロッパの法の動態的発展と平準化に関わる資料の収集・分析により遂行された。当初の予定通り、2021 年 10 月から 12 月、および 2022 年 4 月から 6 月に断続的に資料収集・分析を続け、2022 年 1 月から 3 月、同 7 月から 9 月の間に集中的に論文の執筆・投稿を行った。残念ながら、ヨーロッパ(とくにドイツ)へ渡

航して資料の収集を行う機会を検討はしたものの、新型コロナウイルス感染症のまん延状況とウクライナ情勢の不安定化に鑑み、断念せざるを得なかった。

4. 研究成果

当初の予定通り、2022年1月末にデータ保護法の書籍を分担執筆・脱稿した。株式会社有斐閣より近日出版予定である。当初同年2月頭に予定していた通信法の論文は、予定よりも遅れて2022年9月末に脱稿した。総務省情報通信政策研究所「情報通信政策研究」誌に掲載予定である。また、当初同年9月末に予定していたデータ保護法の書籍の分担執筆は、雑誌投稿という形になったが、同時期に脱稿した。有斐閣「情報法制研究」誌に掲載予定である。そのほか、期間中に公表された主要な研究成果は5に掲げる通りである。

5. 主な発表論文等

〔図書〕

1. 未来法学 未来社会 Society 5.0 にむけて法を考える

成蹊大学法学部（担当:分担執筆, 範囲:公法訴訟論の再構築——あるいは二つの「比較法」）

有斐閣 2022年9月 (ISBN: 9784641126343)

〔雑誌論文〕

1. Platform Business Regulation in Japan – from the Perspective of Administrative Law

Tomohiko Tatsumi

Journal of Law & Economic Regulation 15(1) 85–97 2022年5月

2. 長等が地方公共団体に対して負う損害賠償責任(下) ——法人のガバナンスの横断的分析の端緒として

巽智彦

法律時報 94(3) 124–129 2022年2月

3. 公法学から見た令和3年個人情報保護法改正(下)

巽智彦

自治研究 98(2) 102–122 2022年2月

4. 長等が地方公共団体に対して負う損害賠償責任(上) ——法人のガバナンスの横断的分析の端緒として

巽智彦

法律時報 94(2) 123–128 2022年1月

5. 公法学から見た令和3年個人情報保護法改正(上)

巽智彦

自治研究 98(1) 106–127 2022年1月

〔学会発表〕

1. Recent Topics of Platform Business Regulation in Japan

Tomohiko Tatsumi

19th Asian Law Institute Conference “Sustainable Development and Law in Asia” 2022年5月28日

2. Brain Machine Interface (BMI) – Cybernetic Avatar (CA)をめぐる ELSI 課題



巽智彦

IoB-S Open Forum #1 法学は月に行けるか? Internet of Brains の ELSI 課題 2022 年 5 月 10 日

3. Platform Business Regulation in Japan from the view of the Japanese administrative law

Tomohiko Tatsumi

Center for Law & Public Utilities, School of Law, Seoul National University, The 20th Annual International Conference 2021 年 11 月 12 日

〔その他〕

1. デジタル社会の実現と法規整(座談会)

林 秀弥, 落合孝文, 巽 智彦, 千葉恵美子, 中原裕彦
ジュリスト (1569) 50-65 2022 年 3 月